

秘密保持契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と AOS リーガルテック株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙に依頼するフォレンジック調査（以下「本件業務」という。）の実施に当たり、秘密情報の取り扱いに関し以下のとおり本契約を締結する。

第1条（定義）

1. 本契約において「秘密情報」とは、甲より乙に本件業務の対象として預託又は提供される電子記録媒体に含まれる全ての情報及びそこから乙が取り出した情報をいう。
2. 前項の定めにかかわらず、次に掲げるものは秘密情報から除外する。
 - ① 甲から提供された時点で公知のもの
 - ② 甲から提供された後に乙の責めに帰せざる事由により公知となったもの
 - ③ 甲から提供された時点で既に保有していたことが証明できるもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わず入手したことが証明できるもの
 - ⑤ 甲から提供された情報に接することなく独自に開発したことが証明できるもの
 - ⑥ 官公庁または法令の定めにより開示を要求されるもの

第2条（秘密保持・目的外使用禁止）

1. 乙は、秘密情報を秘密として保持するものとし、事前に甲の書面による同意を得た場合を除き、第三者に開示、漏えいしてはならない。
2. 乙は、秘密情報を本件業務の目的のみに使用するものとし、甲の書面による事前の承諾なしに他の目的に使用してはならない。

第3条（情報開示の制限）

乙は、甲から開示を受けた秘密情報を本件業務に従事する自己の従業員又は役員に必要な限度で開示することができる。ただし、乙は、当該従業員又は役員に本契約に規定すると同等の秘密保持義務及び目的外使用禁止義務を課すものとする。

第4条（資料等の管理）

乙は、秘密情報を、その複製物及び電子データとして媒体に記録したものも含めて、自己の責任において散逸、漏えいなきよう管理するとともに、甲から要求があり次第、速やかに甲へ返却、又は甲の指示に従い破棄するものとする。

第5条（損害賠償）

甲は、乙が甲の秘密情報を漏えいし、その他本契約に定める条項に違反した場合、そ

の違反により受けた直接的かつ通常の損害を乙に賠償させることができる。

第6条（契約期間）

1. 本契約は、下記契約締結日に効力を発し、本件業務が完了し、乙が甲に対して本件業務に関する納品物の納品を完了した時点で終了する。
2. 前項の定めにかかわらず、第2条の規定は、全ての秘密情報を乙が甲に返却した時点又は乙が復旧不能な方法によりその秘密情報を破棄した時点まで効力が存続するものとする。

第7条（効力）

本契約の条項と「フォレンジック調査依頼書」およびその他の甲乙間の取り決めの間に齟齬がある場合は、特段の定めがない限り本契約の条項が優先するものとする。

第8条（準拠法・裁判管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都港区虎ノ門 5 丁目 1 番 5 号
メトロシティ神谷町 4 階
AOS リーガルテック株式会社
代表取締役 佐々木 隆仁